

模擬授業について

秋田県教育庁義務教育課

【中学校 国語】

- 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）における次の内容についての模擬授業を提示する。

1 対象学年

- ・第1学年

2 内容等

A 話すこと・聞くこと

- (1) イ、(2) ア

- ・紹介や報告など伝えたいことを話す活動を通して、自分の考えや根拠が明確になるように、話の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見との関係などに注意して、話の構成を考えることについて指導する単元の1時間目の授業。

3 模擬授業演示部分

- ・授業開始からの10分以内（教材・教具の準備に要する時間を含む）

4 留意点

- ・演示で使用する教材・教具等がある場合は、試験当日に持参すること。
- ・配付して示す資料がある場合は、A4判1枚（両面可）に収めること。ただし、教科書の原文が必要な場合はその限りではない。
- ・資料を配付する場合の部数は4部とする。配付する資料の右上に受験番号を書き込むこと。
- ・ICT機器の活用は可とするが、セッティングに時間が掛かるものは避けること。
- ・パソコンやタブレット端末、プロジェクタ、電子黒板等の貸し出しは行わない。
- ・施設のWi-Fi等の通信環境は使用不可とする。
- ・生徒役は面接官が担う。